

**合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領**

和歌山県木材協同組合連合会

第1 目 的

本実施要領は、和歌山県木材協同組合連合会（以下「当連合会」という。）が令和7年2月27日に作成・決議・公表した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明違法伐採対策に関する自主的行動規範」（以下「自主的行動規範」という。）で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材の確認チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（令和6年4月改正）（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG の算定に必要な情報（以下、「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本実施要領に基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

- 2 本実施要領に基づく認定は当連合会の会員を対象とする。ただし、当連合会の会員たる団体に所属する事業体については、当連合会の会員とみなして認定の対象とする。
- 3 前項の事業体以外の事業体の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

第3 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1に定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を、別記1-1で定める手数料及び維持費とともに、当連合会へ提出するものとする。
- 2 第2の2の但し書きの事業体の場合は、別記1-2による事業体の属する会員団体の推薦を付して申請するものとする。
- 3 1項の維持費は認定されなかった場合は返納する。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 当連合会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定する。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第5の認定要件」及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。また、必要がある場合は現地審査を実施する。
ただし、GHG 関連情報の収集、管理、伝達に係る初回の認定については現地調査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点からオンライン会議システムを活用して行うことが出来ることとする。
- 3 当連合会は審査結果を申請者に通知する。

第5 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木製品（以下「合法木材」という。）
間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木製品（以下「その他の木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳簿管理)

- ③合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任さ

れており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第 6 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当連合会は認定事業者に対して、別記 2 で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。当連合会では「和歌山県木連第〇〇G 号」とする）、認定年月日を当連合会のホームページ等により公表する。
- 2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から 2 年を経過した後の 3 月 31 日とする。

第 7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、以下ア～エに沿って GHG 関連情報を収集・管理・伝達する。

ア 原料等の入荷がある場合は入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

イ GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。

ウ 出荷する木材バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

エ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間保存する。

- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は別記 3 とする。

第 8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記 4 で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度実績を毎年 6 月末までに当連合会へ報告するものとする。

- 2 当連合会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

当連合会は、必要に応じて認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用に基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、当連合会から検査を行なう旨通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど検査に協力しなければならない。

当連合会は、検査において適正でない事項が認められる場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第10 認定事業者の取り消し

- 1 当連合会は、認定事業者が次にいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等をホームページ等で公表することができる。
 - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 当連合会が認定事業者には是正を求めた事項が解消されない時、その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当連合会は、認定を取り消すときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に交付する。

第11 合法性、持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の継続

合法木材供給事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記1-3で定める「合法木材供給事業者認定申請書（継続）」を別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに当連合会へ提出するものとする。

附 則 この実施要領は、令和7年2月27日から施行する。

【別記 1】（事業者認定申請書の様式（例））

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用
に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

和歌山県木材協同組合連合会 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 4 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）：（別添 1 または別添 1－2）
- 5 その他（注）：（別添：適宜作成）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

別記 1－1

認定手数料、維持費等は下記の通り

新規、継続共

認定手数料 ￥10,000（税込￥11,000）

維持費 ￥12,000（税込￥13,200）

GHG 申請等に係る現地調査を行った場合は別途積算いたします